



妊娠がわかったら

🌸 妊娠したら

📞 子ども幸福課 母子健康係 ☎23-8634

安心して出産を迎えられるよう、様々な事業を行っています。次の事業を活用して新しい家族を迎える準備をしましょう。

事業名	内容	日時	受付窓口
母子健康手帳の交付	妊娠届出時に母子健康手帳を交付	市役所開庁日	子ども幸福課
妊産婦健康診査の費用助成	妊娠中14回・産後2回の健康診査費用の一部助成	母子健康手帳の交付時に受診票を交付	子ども幸福課
新生児聴覚検査の費用助成	出生後に行う聴覚検査費用の一部助成	母子健康手帳の交付時に受診票を交付	子ども幸福課
1か月児健康診査の費用助成	出生後に行う1か月児健康診査費用の一部助成	母子健康手帳の交付時に受診票を交付	子ども幸福課
出産応援給付金	妊娠届出時に面談実施後申請 (妊婦1人あたり50,000円を支給)	申請:市役所開庁日 支給:申請の翌月	子ども幸福課
プレママ教室	妊娠中・産後の生活・栄養、妊婦体操、育児、仲間づくりについてなど	要予約 子ども幸福課へお問合せください	子ども幸福課
産前産後サポート事業	妊娠・出産・授乳等の悩みについて助産師が訪問・相談	子ども幸福課へお問合せください	子ども幸福課

※妊産婦健康診査、新生児聴覚検査、1か月児健康診査は、契約医療機関で受診することができます。受診の際は母子健康手帳交付時に交付する受診票が必要です。受診票は県外の医療機関では利用できません。里帰り出産などにより県外の医療機関で受診する場合は、事前に子ども幸福課へご連絡ください。

▶ マタニティマーク

右図のマークは妊産婦のしるしです。妊産婦が外出する際に身につけ交通機関などを利用する際に周囲が配慮を示しやすくするものです。母子健康手帳交付時にマタニティマークをお渡ししています。マタニティマークのシールを自家用車に貼付するなどご活用ください。マークは厚生労働省のホームページからもダウンロードできます。



▶ おもいやり駐車スペース

障がい者や高齢者、妊産婦など歩行が困難な方のためのスペースです。妊産婦の場合、妊娠7か月から産後1年まで利用することができます。利用証は子ども幸福課で交付いたしますので、母子健康手帳を持参してください。

🌸 妊産婦医療費助成事業

問 子ども幸福課 給付係 ☎23-8932

大田原市に住所を有する妊産婦を対象に、医療費(保険診療分のみ、食事療養費を除く)を助成します。

● 受給資格の登録

母子健康手帳の交付や転入届の提出後に登録手続きを行い、受給資格者証を交付します。母子健康手帳、健康保険証、通帳が必要になります。

● 受給期間

母子健康手帳の交付を受けた月の初日から出産(流産・死産を含む)した月の翌月末日まで

● 助成の方法

償還払い方式:医療機関で医療費を支払い、その際の領収書と助成申請書を市にご提出ください。自己負担を控除した額を指定口座に振り込みます。自己負担は医療機関(薬局を除く)ごとに月500円です。

※償還払い方式の注意点は、P22こども医療費助成事業をご覧ください。

避難生活で少しでも元気にすごすために①

近年、大規模な自然災害が増加してきています。もし自分が、お子さんと避難所での生活を余儀なくされたらと思うと、不安ですよね。ここでは、避難生活における食事のことについて、少しだけご紹介していきます。

液体ミルク

2018年8月に解禁となった液体ミルクは、調乳の必要がなく、そのまま赤ちゃんに飲ませることができます。よく振ってから飲ませてあげてください。

人工乳首がついていないタイプは、清潔な紙コップなどを使用して飲ませてあげると便利です。室温(25℃以下)で保存するようにしましょう。

また、衛生面を考えて、飲み残しは捨てるようにしましょう。

赤ちゃんが元気で、いつものようにおしっこウンチが出ていれば、母乳やミルクは充分足りています。



🌸 とちぎ笑顔つぎつぎカード

問 子ども幸福課 母子健康係 ☎23-8634

県民総ぐるみで結婚・子育てを支援するために、とちぎ未来クラブが実施している事業です。

「とちぎ笑顔つぎつぎカード」を全国の子育て支援パスポート事業協賛店舗等に提示することで、協賛店舗・施設が独自に設定する割引・特典等のサービスが受けられます。

令和6年3月22日からLINE版つぎつぎカードが導入されました。

※紙のカードを利用する場合は、裏面にお名前・誕生年月が記入されていないと利用できません。

カードの利用には条件があります。詳しくは子ども幸福課へお問合せください。

🌸 不妊・不育治療費

問 子ども幸福課 母子健康係 ☎23-8634

▶ 大田原市不妊治療費助成制度

不妊治療を受けている夫婦の経済的負担を軽減するため、保険適用外の不妊検査・治療に係る費用の一部を助成します。

▶ 大田原市不育治療費助成制度

不育治療を受けている夫婦の経済的負担を軽減するため、保険適用外の不育治療に係る費用の一部を助成します。

赤ちゃんが生まれたら

出生届

問 市民課 戸籍係 ☎23-8705

届出

生まれた日を含めて14日以内(国外で生まれたときは3か月以内)に、父母が届け出る必要があり、次のいずれかの役所・役場での提出が可能です。

- ①父母の住所地 ②子(父母)の本籍地 ③出生地 ④所在地(里帰りの実家など)

届出の際に必要なもの

- ①出生届(病院で発行された出生証明書添付のもの)
②母子健康手帳

その他の注意事項

- ①名前に使用できる漢字は、常用漢字・人名漢字・ひらがな・カタカナです。
②届出人(父または母)の署名が必要です。
③里帰り出産などにより、父母の住所地以外の市区町村へ届出する場合は、出生後の手続きについて、あらかじめ子ども幸福課へお問合せください。

未熟児養育医療

問 子ども幸福課 母子健康係 ☎23-8634

未熟児で生まれた赤ちゃんが、指定の医療機関において、入院・治療が必要と認められた場合、その治療に必要な医療費を公費で一部負担する制度です。

未熟児養育医療の自己負担分を大田原市が負担しますので、保険適用外分のみのお支払いとなります。

避難生活で少しでも元気にすごすために②

離乳食はこんな方法でも!

5~6か月の赤ちゃんの場合は、母乳やミルクで離乳食の代用をすることができます。

7~11ヶ月の赤ちゃんは、スプーンでつぶしたり、お湯を加えてやわらかいおかゆ状にした食事を用意してあげましょう。

12か月以降の赤ちゃんなら、炊き出しのごはんにお味噌汁を入れて『かんたんおじや』をつくってあげたり、よく煮た大根や芋などを食べさせてあげるのもオススメです。

生ものや火が十分に通っていないような食べ物は、絶対にあげないように気をつけて、食器やスプーンは清潔に保ちましょう。炊き出しの食事がある場合は、お子さんのアレルギーや塩分の取りすぎに注意してあげましょう。



🌸 出産育児一時金

問(国民健康保険加入者) 国保年金課 国保年金係 ☎23-8857

健康保険に加入している方は、妊娠4か月(85日)以後の出産(死産〔流産〕、人工妊娠中絶を含む)について、出産育児一時金が支給されます。

出産育児一時金の支給額は、1児につき50万円(産科医療補償制度に加入していない医療機関で出産した場合は48.8万円)です。

出産育児一時金は原則として、健康保険から医療機関に直接支払われます。(直接支払制度)なお、直接支払制度を利用せず、健康保険から出産育児一時金を直接受け取ることも可能です。

申請方法など詳しいことについては、現在加入されている健康保険組合、全国健康保険協会、市町村(国民健康保険)、国保組合、共済組合へお問合せください。

🌸 療養費の支給

問(国民健康保険加入者) 国保年金課 国保年金係 ☎23-8857

健康保険の加入者は、次のような場合、医療費の一部が療養費として支給される場合があります。

- 医師が治療上必要と認めた治療用装具を購入したとき
- 急病などやむを得ない事情で、被保険者証を提示せずに診療を受け、医療費を全額支払った場合
- 海外滞在中に病院等で受診したとき(治療目的で渡航した場合は除く)

申請方法など詳しいことについては、現在加入されている健康保険組合、全国健康保険協会、市町村(国民健康保険)、国保組合、共済組合へお問合せください。

🌸 産前産後期間の国保税免除

問(国民健康保険加入者) 国保年金課 賦課係 ☎23-1120

国民健康保険に加入している方で、令和5年11月1日以降に出産予定又は出産された方の国保税が免除されます。

- 妊娠4か月(85日)以後の出産が対象です(死産、流産、早産及び人工妊娠中絶を含む)。
- 産前産後期間相当分(4か月間)の国保税が免除されます。(多胎妊娠の場合は6か月間)
- 申請方法など詳しいことについては国保年金課へお問合せください。

🌸 産前産後期間の国民年金保険料免除

問(国民年金第1号被保険者) 国保年金課 国保年金係 ☎23-8857

- 国民年金第1号被保険者に加入されている方が平成31年2月1日以降に出産をした際に、出産前後の一定期間の国民年金保険料が免除されます。
- 出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間の国民年金保険料が所得に関係なく免除されます(多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3か月前から6か月間の免除)。
- 申請方法など詳しいことについては、大田原年金事務所(電話22-6311(音声案内2→2))または国保年金課へお問合せください。

赤ちゃんが生まれたら

高額療養費

問(国民健康保険加入者) 国保年金課 国保年金係 ☎23-8857

被保険者証を提示して病院等を受診し、医療費の一部負担金(保険の対象とならない差額ベッド代等や、入院時の食事代は除く)が高額となった場合、限度額を超えた分が高額療養費として、健康保険から支給されます(限度額は、世帯の収入、年齢構成、高額療養費の受給回数等によって異なります)。

申請方法など詳しいことについては、現在加入されている健康保険組合、全国健康保険協会、市町村(国民健康保険)、国保組合、共済組合へお問合せください。

こども医療費助成事業

問 子ども幸福課 給付係 ☎23-8932

18歳に達する年度末までのお子さんを対象に、医療費(保険診療分のみ、食事療養費は除く)を助成します。

● 受給資格の登録

出生届や転入届の提出後に登録手続きを行い、受給資格者証を交付します。お子さんが加入予定(または加入中)の健康保険証と通帳(同居の保護者名義のもの)が必要になります。

● 助成の方法

● 現物給付方式

県内の医療機関で、受給資格者証と健康保険証を提示することで、保険診療分の医療費の支払いが不要になります。

※受給資格者証の提示なく受診した場合や県外の医療機関を利用した場合は、償還払い方式により助成します。

※学校等のケガなど、災害共済給付制度の対象となるものはそちらが優先となりますので、医療機関窓口では受給資格者証を提示せずに、医療費をお支払いください。

● 償還払い方式

医療機関等で医療費を支払い、その際の領収書と助成申請書を市に提出いただくと、保険診療分の医療費が振り込みで助成されます。

年齢区分	支給方法	受給資格者証の色
未就学児～小学6年生(0～12歳)	現物給付 (県内医療機関)	ピンク色
中学1年生～高校3年生(13～18歳)		サーモン色

● 償還払い方式の注意点

※申請期間は、受診した日の翌月から1年以内です。

(例:4月受診分⇒5月1日から翌年4月30日まで)

※申請書は医療機関ごとに1枚ずつ必要です。病院(医科・歯科別)、薬局ごとにご用意ください。(押印不要)

※郵送での申請は消印日が受付日となります。(郵送料は自己負担)

※毎月15日までに申請されたものは、翌月15日に指定口座に振り込みで助成します。



● 手当を受給するには

- 誕生日、異動日の翌日から数えて15日以内に必ず申請してください。
- 受給者の健康保険証・受給者名義の通帳・受給者と配偶者のマイナンバーがわかるものをお持ちください。(場合によっては、ほかに用意していただくものがあります。)

● 15日特例

誕生日や転入した日(異動日)が月末に近い場合、申請日が翌月になっても、異動日の翌日から15日以内であれば、申請月分から支給となります。

● 現況届

令和4年度から、児童の養育状況が変わっていなければ原則不要となりましたが、確認が必要な方には「現況届」を提出いただく場合があります。この届出がないと、引き続き手当を受給することができなくなります。

● その他

住所、氏名等の変更や児童の養育状況に変更があった場合、届出が必要になることがあります。

令和6年10月分から児童手当制度が次のとおり改正されます。

▶ 令和6年9月分までの制度内容

● 手当の内容

中学校修了前までの児童を養育している方に支給されます。

公務員の方は、勤務先での申請となります。

● 支給月額

3歳未満(一律)	3歳～小学校修了前(第1子・第2子)	3歳～小学校修了前(第3子以降)	中学生(一律)
15,000円	10,000円	15,000円	10,000円

※第3子以降とは、高校修了まで(18歳到達後の最初の3月31日まで)の児童のうち、3番目以降の児童をいいます。

● 所得制限限度額・所得上限限度額

受給者の所得が(1)の所得制限限度額以上の場合、児童1人につき月額5,000円が支給されます。(特例給付)

なお、受給者の所得が(2)の所得上限限度額以上の場合、児童手当等は支給されません。

扶養親族等の数	(1) 所得制限限度額		(2) 所得上限限度額	
	所得額	収入額の目安	所得額	収入額の目安
0人	622万円	833.3万円	858万円	1071万円
1人	660万円	875.6万円	896万円	1124万円
2人	698万円	917.8万円	934万円	1162万円
3人	736万円	960万円	972万円	1200万円
4人	774万円	1002万円	1010万円	1238万円
5人～	1人増すごとに +38万円		1人増すごとに +38万円	

※この所得は、世帯員の合計金額ではなく、児童の父母いずれかのもをいいます。

※「収入額の目安」は給与収入のみで計算しています。あくまで目安であり、実際は雑損・医療費・障害者・寡婦(夫)・小規模企業共済等掛金などを控除した額で判定します。

※特例給付が支給されなくなった後に所得が(2)の所得上限限度額を下回った場合は、あらためて認定請求書の提出が必要となります。

●支給月

2月、6月、10月の10日に、その前月までの4か月分を支給します。(10日が休日の場合は、前の平日に支給。)

※原則、口座振込です。

※出生や転入の場合は、申請月の翌月分から支給されます。(15日特例があります。)

▶令和6年10月分以降の制度内容

●手当の内容

高校生年代までの児童を養育している方に支給されます。

公務員の方は、勤務先での申請となります。

●支給月額

3歳未満(第1子・第2子)	3歳～高校生年代(第1子・第2子)	高校生年代まで(第3子以降)
15,000円	10,000円	30,000円

※第3子以降とは、親等の経済的負担がある22歳年度末までのお子さんのうち、3番目以降の児童をいいます。

●所得制限限度額・所得上限限度額

令和6年10月分以降、所得制限は撤廃となります。

●支給月

年6回・偶数月の10日に、その前月までの2か月分を支給します。(10日が休日の場合は、前の平日に支給。)

※原則、口座振込です。

※出生や転入の場合は、申請月の翌月分から支給されます。(15日特例があります。)

赤ちゃんが生まれたら

🌸 子宝祝金制度

問 子ども幸福課 給付係 ☎23-8932

子宝祝金制度は、第3子以降のお子さん生まれた方にお子さん1人あたり50,000円を支給する制度です。

受給者となる方が大田原市に3か月以上住所があることなど、支給には条件があります。祝金の支給対象となる方には、出生届時に担当窓口でご案内します。





乳幼児期になったら



赤ちゃん訪問

問 子ども幸福課 母子健康係 ☎23-8634

生後3か月までの赤ちゃんがいる家庭を保健師・助産師が訪問し、体重測定や育児等のアドバイス、子育てに関する情報提供や育児の不安や悩みに応えます。

事前に連絡し、日程調整をしたうえで訪問します。

子育て応援給付金

問 子ども幸福課 母子健康係 ☎23-8634

対象のお子さんを養育する方に、お子さん1人あたり50,000円を支給します。赤ちゃん訪問実施後の申請となります。(申請の翌月に支給)

BP1 親子の絆づくりプログラム「赤ちゃんが来た！」

問 子ども幸福課 子ども家庭相談係(子育て相談室) ☎24-0112

初めて子育てをしているお母さんと赤ちゃん(2~5か月)を対象に、「BP1 親子の絆づくりプログラム」を開催しています。

子育てをするお母さん同士が、育児の喜びや困ったこと、親としての迷いなどを一緒に話し合い、互いに助け合いながら子育てをしていける仲間と出会う場になります。

専用のテキストやDVDを使用し、子どもの心身の発達の仕方や、その発達段階でどのように子どもに接していったらいいのかなどを学び、焦らず、完璧を求めない子育て、そして「思春期から花ひらく子育て」を目指して学習します。

※対象となる方には、個別で通知をお送りいたします。通知が届いた方は、お電話でお申込みください。

※ほかの場所でBP1に参加したことがない方のみ申込みが可能です。

乳幼児期になったら

『マタニティブルー』や『産後うつ』に気をつけて

妊娠・出産、産後のお母さんは、気持ちの浮き沈みが激しいことがあります。お母さんの様子がいつもとちがうと感じたら、悩みや不安を聞いてあげましょう。早めに医療機関に相談することも、早い回復が期待できます。大田原市子育て世代支援包括センターでも、お母さんの相談を受けていますので、気軽にご連絡ください。

マタニティブルーとは

妊娠初期と後期に起こることが多く、気分の落ち込みやイライラ、理由もなく泣きたくなったりする症状です。

マタニティブルーに性格的なものは関係なく、ポジティブな人でもなる可能性があります。



産後うつとは

出産後、2~3週間から3か月後ぐらいの間に発症します。疲れがとれなかったり、不眠、過食・拒食ぎみになったりすることがあります。



ワクチン名	種別	接種確認 (受けたら チェック)	2 か月	3 か月	4 か月	6 か月	7 か月	8 か月	9-11 か月	12-15 か月	16-17 か月	18-23 か月	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	6 歳	7 歳	8 歳	9 歳	10 歳	11 歳	12 歳	13 歳	14 歳	15 歳	16 歳				
ロタウイルス 感染症	生ワクチン	ロタリックス 1回目 <input type="checkbox"/> 2回目 <input type="checkbox"/>	①	②	24週まで																										
		ロタテック 1回目 <input type="checkbox"/> 2回目 <input type="checkbox"/> 3回目 <input type="checkbox"/>	①	②	③	32週まで																									
定期予防接種	不活化ワクチン	小児の 肺炎球菌感染症 1回目 <input type="checkbox"/> 2回目 <input type="checkbox"/> 3回目 <input type="checkbox"/> 追加 <input type="checkbox"/>		①	②	③				④																					
		B型肝炎 1回目 <input type="checkbox"/> 2回目 <input type="checkbox"/> 3回目 <input type="checkbox"/>	①	②		③																									
		DPT-IPV-Hib (ジフテリア・ 百日せき・破傷風 ポリオ・ヒブ) 1回目 <input type="checkbox"/> 2回目 <input type="checkbox"/> 3回目 <input type="checkbox"/> 追加 <input type="checkbox"/>	①	②	③					④																					
		BCG 1回 <input type="checkbox"/>			①																										
定期予防接種	生ワクチン	MR (麻しん・風しん) 1期 <input type="checkbox"/> 2期 <input type="checkbox"/>								①									②												
		水痘 (みずぼうそう) 1回目 <input type="checkbox"/> 2回目 <input type="checkbox"/>								①		②																			
		法定外 おたふくかぜ 1回 <input type="checkbox"/>									①																				
定期予防接種	不活化ワクチン	日本脳炎 1回目 <input type="checkbox"/> 2回目 <input type="checkbox"/> 追加 <input type="checkbox"/> 2期 <input type="checkbox"/>												①	③		②				④										
		DT (ジフテリア・ 破傷風) 1回 <input type="checkbox"/>																				①									
		ヒトパピローマ ウイルス感染症 (子宮頸がん) 1回目 <input type="checkbox"/> 2回目 <input type="checkbox"/> 3回目 <input type="checkbox"/>																										①	②	③	

計2回接種(1価ワクチン:ロタリックス)と計3回接種(5価ワクチン:ロタテック)の2種類のワクチンがあり、いずれかを選択します。
ロタリックス①-②は4週以上の間隔をあけて計2回、ロタテック①-②-③は4週以上の間隔をあけて計3回。詳細はかかりつけ医と相談しましょう。

サーバリックス(2価ワクチン)、ガーダシル(4価ワクチン)、シルガード9(9価ワクチン)の3種類のワクチンがあります。
※15歳未満の方がシルガード9(9価ワクチン)を接種する場合は、2回の接種で終了できる方法があります。詳細はかかりつけ医と相談しましょう。

矢印は接種可能な年齢を示しています。①、②などの数は、接種回数です。■は、望ましい接種期間です。

●大田原市では、すべての予防接種が各医療機関での「個別接種」となります。予約をして、必ず母子健康手帳を持参し、なるべく標準的な接種期間内に受けるようにしましょう。対象となる年齢や受け方などについては、出生届提出後にお渡しする「予防接種と子どもの健康」でご確認ください。(市のホームページでもお知らせしています。)なお、決められた期間を過ぎると、費用助成が受けられない場合がありますので、注意してください。

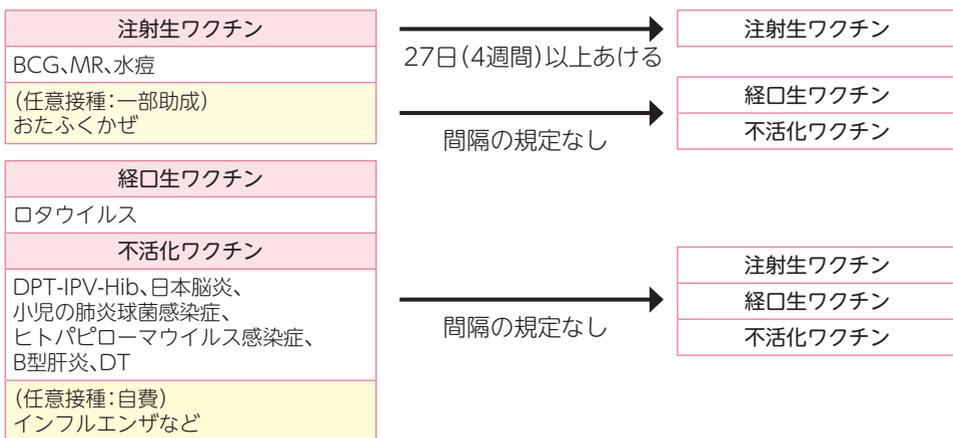
●予防接種を受ける前は必ず、「予防接種と子どもの健康」をお読みください。

●おたふくかぜについては、費用の一部を助成しています。

●法改正などにより、内容が変更になる場合があります。

※里帰り出産などにより、大田原市の委託医療機関以外で予防接種を受ける場合は、事前の手続きが必要になります。接種前に余裕をもって健康政策課へご相談ください。(郵送での手続きも可能です。)

●他の種類のワクチンを接種する場合の間隔



乳幼児期になったら

●接種間隔について

①接種日を0日目と数えます

②27日以上あける⇒28日目から接種可能です

●予防接種を受けるにあたっての注意

●37.5℃以上の発熱がある場合は、法令上接種できません。

●母子健康手帳は忘れずにお持ちください。お持ちにならないと接種を受けることができません。

●予防接種は体調の良い時に受けましょう。

●病気後の予防接種の間隔

病 気	治ってからの間隔	病 気	治ってからの間隔
麻疹(はしか)	4週間	突発性発疹	1週間から2週間
風疹(三日はしか)	2週間から4週間	手足口病	
水痘(みずぼうそう)		伝染性紅斑(りんご病)	
おたふくかぜ		インフルエンザ	

※いずれも目安であり、当日のお子さんの状態により医師の判断で接種できないことがあります。

子どもの健康診査

問 子ども幸福課 母子健康係 ☎23-8634

対象のお子さんには受付時間などを個別に通知でお知らせします。
4か月児健診から3歳児健診までの実施場所は大田原市福祉センターです。

種類	対象	内容
4か月児健診	4か月を迎えるお子さん	身体計測・発達確認・内科診察・整形外科診察・離乳食指導・各種相談
10か月児相談	10か月を迎えるお子さん	身体計測・各種相談・離乳食指導・ブックスタート
1歳6か月児健診	1歳7か月を迎えるお子さん	身体計測・内科診察・歯科診察・歯科指導・各種相談
2歳児歯科健診	2歳6か月を迎えるお子さん	身体計測・歯科診察・歯科指導・各種相談
3歳児健診	3歳6か月を迎えるお子さん	身体計測・内科診察・歯科診察・尿検査・目の検査・各種相談
5歳児健診	5歳を迎えるお子さん	各保育所・幼稚園などで集団場面の観察

子どもの相談・教室事業

問 子ども幸福課 母子健康係 ☎23-8634
子育て相談室 ☎24-0112

教室・相談	日時	場所	内容	持ち物など
乳幼児健康相談	第1水曜日 受付時間 9:30~11:15	大田原市福祉センター	計測・育児相談	母子健康手帳
6~7か月の 赤ちゃん教室	予約制	トコトコ大田原2階	計測・赤ちゃんの育ち・離乳食の進め方	母子健康手帳・バスタオル

種類	対象	受付	実施場所	内容
子育て相談	乳幼児と保護者	市役所開庁日随時	子育て世代包括支援センター (子ども幸福課内)	育児相談
家庭児童相談	18歳程度までの お子さんと保護者	市役所開庁日随時	子育て相談室 (子ども幸福課内)	家庭における子どもの 養育に関する相談

● 日程については、広報おたわらでお知らせしています。

広告

フォトスタジオ
TWOインジエル

七五三

家族みんなの笑顔があふれる
最高の思い出を写真で残そう♪

[営業時間] 10:00am~6:00pm [火・水曜日定休] ☎0120-56-8743

ご予約
受付中





子育て支援・子育てサポート



子育て支援センター・つどいの広場・子育てサロン

☎ 保育課 保育環境係 ☎23-8601

子育て支援センターに行ってみよう

子育て支援センター、つどいの広場、子育てサロンとは、子育て親子の交流や子育てに関する相談ができる場所です。おおむね生後4か月から小学校就学前のお子さんと保護者が利用できます。ぜひご利用ください。

親子が集まって
安心して遊べる
スペースがある

子育ての情報交換や
お友達との交流の輪を
上げられる

子育ての悩みや
不安について
相談できる

親子で楽しめる講座や
季節ごとの各種
行事が楽しめる

施設の利用方法や各種行事のスケジュールについては、市ホームページに掲載しています「各施設のおたより」をご覧ください。

※利用料は各種行事を除いて無料です。事前予約制(定員あり)で開館しています。



名称	所在地	開設日	開設時間	お問合せ
しんとみ子育て支援センター	しんとみ保育園(公)	月～金曜日	9:00～11:30 13:00～16:00	22-5577
ゆづかみ子育て支援センター	ゆづかみ保育園(私)		9:00～11:30 13:00～15:30	98-3881
すくすくきつづくろばね子育て支援センター	くろばね保育園(私)		9:30～12:00 13:30～16:00	59-1077
ひかり子育て支援センター	ひかり幼稚園(私)		9:00～12:00 13:00～15:00	23-5533
つどいの広場トコトコ	子ども未来館(トコトコ大田原3階)	月～金曜日 (第1月曜日は休館)	9:00～11:30 12:45～15:00	47-7660
つどいの広場さくやま	旧さくやま保育園	月、水、金、第4土曜日 (第3土曜日の場合あり)	9:00～14:00	28-0004

次ページへ続く➡



子育て支援・子育てサポート

名称	所在地	開設日	開設時間	お問合せ
子育てサロン かねだ	金田北地区公民館	火曜日	9:00～12:00	つどいの広場 トコトコ 47-7660
子育てサロンの のざき	うすばアットホーム	木曜日	9:00～12:00	
子育てサロン かわにし	川西高齢者 ほほえみセンター	水曜日	9:00～12:00	

※ぴよぴよタイム

つどいの広場トコトコ・しんとみ子育て支援センターでは生後1か月健診後～生後4か月未満のお子さんと保護者が利用できる時間を設けています。

▶一時保育センター

☎ 大田原市一時保育センター(子ども未来館内) ☎22-2813

小学校就学前までのお子さんを保育している保護者が、外出や急病等に伴い一時的に家庭保育が困難な時に、お子さんを預かる事業です。

料金	1時間300円(市外の利用者は1時間500円)
利用時間	休館日を除く毎日(9:00～17:00で4時間以内) 毎月第1月曜日(祝日の場合は翌日)および12月31日から1月1日は休館日となります。
利用回数	お子さん1名につき月5回まで
利用条件	<ul style="list-style-type: none"> ●市外の方も利用が可能です。(人数制限あり) ●おさんは月齢4か月以上から就学前の健康な乳幼児。 ●病児・病後児保育はできません。 ●ゴミ等は全て利用者を持ち帰っていただきます。 ●昼食等が必要な一時預かりについては、全て利用者がご用意ください。 ●センターでは食事等の提供は一切行いません。
場所	トコトコ大田原 2階 子ども未来館

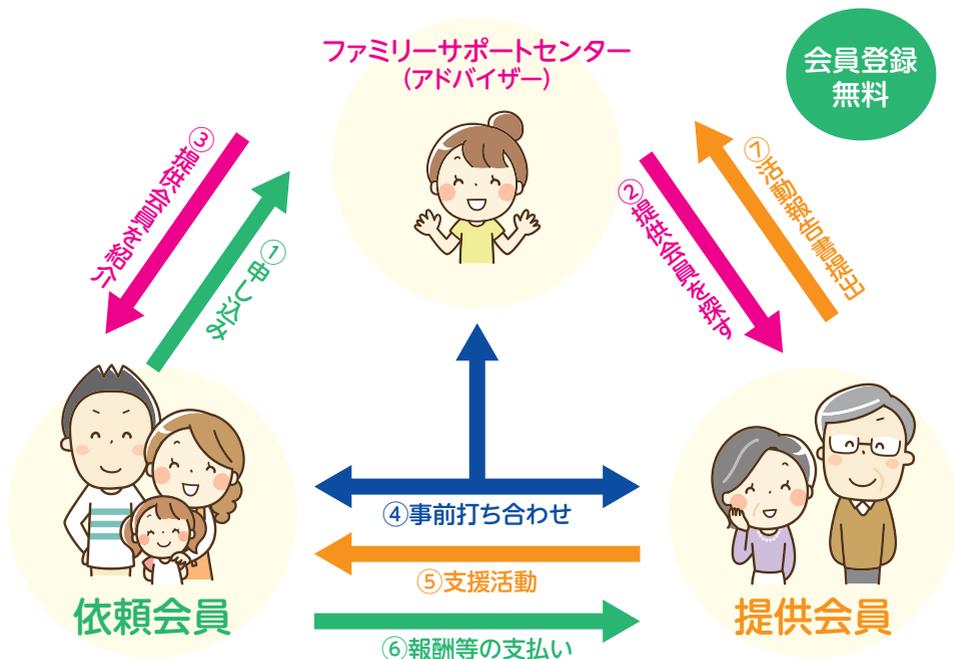


ファミリーサポートセンター

問 大田原市ファミリーサポートセンター(保育課内) ☎23-8739

ファミリーサポートセンターでは、「子育ての手助けをしてほしい人」と「子育てのお手伝いをしたい人」が会員になって子育ての助け合いをしています。

▶ 支援活動の流れ



▶ ご利用になるには

事前に会員登録が必要です。会員登録する方(保護者)の顔写真2枚(縦2.5cm×横2.5cm)をお持ちになり、センター窓口にてお申し込みください。顔写真は保育課窓口でも撮影可能です。

会員の種類	対象者
依頼会員	大田原市に居住または勤務している方で、お子さんを養育している方
提供会員	大田原市に居住し、子育て支援に関心のある方。 ※会員登録後、センターが実施する講習会を受講していただきます。
両方会員	依頼会員、提供会員を兼ねる方

▶ 報酬等(利用料)の基準／子ども1人、1時間あたり

利用日	利用時間	報酬(利用料)	
平日(月～金曜日)	7:00～19:00	600円	左記以外の曜日・時間 700円

※宿泊を伴う支援活動は行いません。

※送迎等で車を使用した場合は、別途200円が加算されます。

※複数のお子さん(兄弟姉妹)を預かる場合は、2人目から半額となります。

大田原市の市外局番は ☎0287 です

子育て支援・子育てサポート

🌸 ひとり親家庭への支援

● 児童扶養手当

問 子ども幸福課 給付係 ☎23-8932

ひとり親家庭等の親または父母に代わってお子さんを養育している方に支給されます。(公的年金を受けられる場合は、手当の支給額が調整されます。)手当は原則として、対象となるお子さんが18歳に達する日以後の最初の3月31日まで支給されます。

支給には要件がありますので、手当の受給を希望する方は、子ども幸福課窓口へお越しください。

● ひとり親家庭医療費助成事業

問 子ども幸福課 給付係 ☎23-8932

ひとり親家庭等の親と18歳に達する年度末までのお子さんを対象に、医療費(保険診療分のみ、食事療養費を除く)を助成します。

● 受給資格の登録・更新

事実関係を証明できる書類(児童扶養手当証書、遺族年金証書等)と健康保険証、通帳が必要になります。毎年8月に資格更新の手続きがあります。

● 助成の方法

償還払い方式:医療機関で医療費を支払い、その際の領収書と助成申請書を市にご提出ください。自己負担を控除した額を指定口座に振り込みます。自己負担は医療機関(薬局を除く)ごとに月500円です。

※償還払い方式の注意点は、P22こども医療費助成をご覧ください。

● ひとり親家庭等のための相談

問 子ども幸福課 子ども家庭相談係 ☎23-8792

● 母子・父子自立支援員による相談

★内容:生活や仕事、お子さんの進学(貸付制度)についての相談全般

★日時:月~金(祝日、年末年始除く) 8:30~17:00(受付16:00まで)

● 就職への支援

問 子ども幸福課 子ども家庭相談係 ☎23-8792

ひとり親家庭の父母に対し、公共職業安定所(ハローワーク大田原)と市が協力して職業相談を支援します。必要に応じてハローワークに同行します。

● 母子家庭及び父子家庭高等職業訓練促進給付金等支給事業

問 子ども幸福課 給付係 ☎23-8932

ひとり親家庭の父母が、就職することを目的に資格取得をすべく養成機関に通う場合、通学期間中の生活の負担軽減を図るため、一定期間において給付金を支給します。養成機関への入学前に子ども幸福課で事前相談が必要です。

● 対象となる資格

看護師、准看護師、保育士、介護福祉士、作業療法士、理学療法士、歯科衛生士、美容師、社会福祉士、製薬衛生師、調理師、シスコシステムズ認定資格、LPI認定資格

● 母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金

問 子ども幸福課 給付係 ☎23-8932

ひとり親家庭の父母の就業を促進するため、指定された講座を受講した場合、修了後に受講料の一部を支給する制度です。講座のお申込みをする前に、子ども幸福課で事前相談および対象講座指定の申請手続きが必要です。

● 遺児手当

問 子ども幸福課 給付係 ☎23-8932

父母の一方または両親が死亡した家庭において、義務教育終了前のお子さんを養育している住民税(市民税・県民税)所得割が非課税の方に支給します。支給には要件がありますので、手当の受給を希望する方は、子ども幸福課窓口へお越しください。

たのしく学ぼう

ふれあいの丘 自然観察館

問 自然観察館 ☎28-3251

ヘラクレスオオカブトをはじめ、世界のカブトムシやクワガタムシを生きのまま年間を通して展示しています。また、生きているカブトムシやクワガタムシに触ることもできます。さらに、多くの昆虫標本には、目を見張ります。

● 開館時間

9:30～16:30(最終入館16:00まで)

● 入館料

	個人	団体 (10名以上)
大人	200円	160円
小中学生	100円	80円

※未就学のお子さんは保護者同伴の場合、無料で入館できます。障害者手帳をお持ちの方は、手帳を提示すると無料となります。(付き添いの方1名を含む)

ふれあいの丘 天文館

問 天文館 ☎28-3254

県内屈指の大型望遠鏡のほか、太陽望遠鏡やスクリーン型プラネタリウムも備えているため、夜だけでなく日中も観望できます。(事前予約の方が優先です。)

● 開館時間

13:30～21:00(最終入館20:30まで)

● 入館料

	個人	団体 (10名以上)
大人	300円	240円
小中学生	100円	80円

読み聞かせ・各種行事

図書館では、絵本の読み聞かせや季節の行事に合わせた催し物を開催しています。また、出産や育児に関する本、子どものための絵本や物語、図鑑などがたくさんあります。マイナンバーカード・保険証等を提示すれば、0歳から図書カードが作れ、本を借りることができます。

● 大田原図書館

所在地	中央1-3-15 (トコトコ大田原4階)
開館時間	通年 9:00～19:00
電話番号	23-4560

● 黒羽図書館

所在地	堀之内656-1 (ピアートホール内)
開館時間	平日 9:30～18:30 土日祝 9:30～17:30
電話番号	59-0855

● 湯津上庁舎図書室

所在地	湯津上5-1081 (湯津上庁舎内)
開館時間	通年 9:00～17:00
電話番号	98-7037

図書館ごとのイベントや休館日については、大田原市立図書館ホームページ・としょかんだより・広報おたわらでお知らせしています。





✿ 保育所・認定こども園・小規模保育事業

保育の利用を希望する場合は、入所の申し込みと同時に、市から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

● 保育を必要とする事由

保育の必要性の認定を受ける場合は、保護者のいずれもが次の事情のいずれかに該当する必要があります。

- 就労等(月の就労時間が64時間以上の場合)
- 妊娠・出産
- 保護者の疾病、障害
- 同居または、長期入院している親族の介護・看護
- 災害復旧
- 求職活動(起業準備も含む)
- 就学
- 虐待、DVの恐れがあるとき
- 育児休業取得時にすでに保育を利用している児童がいて、継続利用が必要であるとき

● 認定区分

認定は子どもの年齢や保育を必要とする事由、保護者の就労状況や家庭環境などから次の区分に分けられ、認定された区分により利用できる施設や利用時間が異なります。

認定区分	対象年齢	最大利用時間	要件	利用先
1号認定 (教育認定)	3～5歳	教育標準時間(4時間程度)	教育を希望する場合	認定こども園(教育)
2号認定 (保育認定)		保育標準時間(11時間) 保育短時間(8時間)		「保育を必要とする事由」に該当し、保育を希望する場合
3号認定 (保育認定)	0～2歳	保育標準時間(11時間) 保育短時間(8時間)		





● 保育料(利用者負担額)

3歳以上のすべてのお子さんの保育料は無償化されます。(詳細は下図)保育認定の2歳児クラスは保育料がかかります。

無償化の対象とならない方の保育料は、原則として父母の市町村民税所得割額を基に算定され、入所児童の扶養義務者(面倒をみている方)が父母でない場合は、その扶養義務者も保育料の算定の対象として加算されます。

複数のお子さんがある世帯、ひとり親世帯や障がい者がいる世帯などは、保育料が軽減される場合があります。

なお、住宅借入金等特別控除などの税額控除を受けている場合、保育料の算定には適用されません。

◎算定の切り替え

保育料は、4～8月(前期分)は前年度の市町村民税所得割額、9～3月(後期分)は当該年度の市町村民税所得割額に基づき決定します。



● 入園の申し込み (P3参照)

新年度4月の入園の申し込み受付は、前年度の10月に実施しています。5月以降の入園を希望される場合や出生予定の方の場合も同時期のお手続きとなりますので、期限内にお申し込みください。入園の選考結果は、12月下旬頃に通知されます。

▶ 保育料(利用料)無償化の範囲

令和元年10月から、幼稚園・保育所・認定こども園などを利用する3～5歳児クラスのお子さん及び0～2歳児クラスまでの市民税非課税世帯のお子さんの保育料が無償化されました。なお、無償化の対象となるためには「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

※保育料の他に、実費費用等の徴収がある場合があります。

年齢区分	保育所 認定こども園(保育) 小規模保育事業	認定こども園(教育)		認可外保育施設 一時預かり、病児保育 ファミリーサポートセンター
	保育料	保育料	預かり保育料	保育料
3～5歳児クラス	無償 (延長料金は無償化対象外)	無償	無償 (上限月額11,300円 または1日450円)	無償 (上限月額37,000円)
0～2歳児クラス (住民税課税世帯)	無償化対象外 (世帯所得に応じた金額)	—	—	無償化対象外 (世帯所得に応じた金額)
0～2歳児クラス (住民税非課税世帯)	無償 (延長料金は無償化対象外)	—	—	無償 (上限月額42,000円)

無償化にあたり「保育の必要性の認定」が必要なもの

● 預かり保育の利用料無償化

利用日数に応じて、上限額までの範囲で利用料が無償化されます。

なお、無償化の対象となるためには「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

● 延長保育の利用料

延長保育を希望される場合には、基本保育料の他に延長保育料がかかります。

保育所・認定こども園・小規模保育事業

▶ 保育所

● 対象年齢0～5歳

種別	保育所名	保育年齢	保育標準時間 上段:月～金 下段:土	延長保育 (月～金)	所在地	電話番号
公立	しんとみ保育園	生後 6か月～	7:30～18:30 7:30～18:30	18:30～19:00	新富町3-6-8	22-2402
	すさぎ保育園	生後 10か月～	7:30～18:30		須佐木275-4	57-0329
私立	みはら保育園	生後 6か月～	7:30～18:30 7:30～18:30	18:30～19:00	美原1-17-16	23-3882
	保育園 チャイルド	生後 6週～	7:15～18:15 7:30～18:30	18:15～19:15	親園2044-5	28-7320
	保育園 ベビーエンゼル	生後 2か月～	7:00～18:00 7:30～18:00	18:00～19:00	若松町3-30	22-8834
	おおたわら保育園	生後 8週～	7:15～18:15 7:15～18:15	18:15～19:00	住吉町1-12-29	24-6616
	かねだ保育園	生後 6か月～	7:15～18:15 7:00～18:00	18:15～19:00	中中原1285-2	22-2255
	ひかり のぎき 保育園	生後 6か月～	7:15～18:15 7:15～18:15	18:15～19:00	薄葉1717-2	46-5100
	ひかり保育園	生後 6か月～ 2歳児	7:15～18:15 7:15～18:15	なし	山の手2-19-1	46-5522
	くろばね保育園	生後 6か月～	7:30～18:30 7:30～18:30	7:00～ 7:30 18:30～19:00	堀之内641-1	59-7055
	ゆづかみ保育園	生後 6か月～	7:30～18:30 7:30～18:30	7:00～7:30 18:30～19:00	湯津上3724-1	98-8101



大田原市ホームページでも、市内保育施設の一覧をみることができます。

広 告

ジョイトーク で検索
オンライン英会話実施中

Let's Enjoy English!

English School

Joytalk

英検対策
英会話・英文法
幼児から大人まで

無料体験 無料体験
無料体験 無料体験

JOYTALK JOYTA JK JOYTALK JK
JOYTALK JOYTALK JOYTALK JOYTALK

↑ 無料体験
↑ LINE問合せ

大田原市城山2-4-36

0287-22-5034

受付時間/14:00～21:00 (火～土)
定休日/日・月・祝

▶ 認定こども園

● 対象年齢0～5歳

認定こども園名	認定区分	教育・保育年齢	教育・保育標準時間	延長保育(月～金)	所在地	電話番号
認定こども園 黒羽幼稚園 (幼保連携型 認定こども園)	1号 (教育)	満3歳～	10:00～14:00	7:30～10:00 14:30～18:30	蜂巢10-27	54-0471
	2・3号 (保育)	生後 6か月～	7:30～18:30 (土)7:30～18:30	なし		
野崎幼稚園 認定こども園 (幼稚園型 認定こども園)	1号 (教育)	満3歳～	10:00～14:00	7:30～10:00 14:00～18:30	薄葉2228	29-0959
	2・3号 (保育)	生後 10か月～	7:30～18:30 (土)7:30～16:30	なし		
国際医療福祉 大学 金丸こども園 (幼保連携型 認定こども園)	2・3号 (保育)	生後 6か月～	7:30～18:30 (土)7:30～18:30	18:30～19:30	北金丸1863-101	48-6610
認定こども園 なでしこ幼稚園 (幼稚園型 認定こども園)	1号 (教育)	満3歳～	10:00～14:00	7:20～10:00 14:00～18:20	小滝1179-2	23-3741
	2・3号 (保育)	生後 10か月～	7:20～18:20 (土)8:20～16:20	なし		
聖家幼稚園 認定こども園 (幼稚園型 認定こども園)	1号 (教育)	満3歳～	10:00～14:00	8:30～10:00 14:00～18:30	中央1-5-10	22-3224
	2号 (保育)	3歳～	7:30～18:30 (土)7:30～16:30	なし		
認定こども園 ひかり幼稚園 (幼稚園型 認定こども園)	1号 (教育)	満3歳～	10:00～14:00	7:30～10:00 14:00～18:00	山の手2-11-13	23-5533
	2・3号 (保育)	生後 6か月～	7:15～18:15 (土)7:15～18:15	なし		
認定こども園 ふたば幼稚園 (幼保連携型 認定こども園)	1号 (教育)	満3歳～	10:00～14:00	8:00～10:00 14:00～18:30	元町1-1-36	22-5555
	2・3号 (保育)	生後 6か月～	7:30～18:30 (土)7:30～18:30	なし		

■ 認定こども園は、幼稚園と保育所の機能や特長を併せ持ち、子育て支援も行います。

※ 認定こども園での保育利用を希望する場合は、0～2歳児は3号認定、3歳児以上は2号認定が必要となり、幼稚園として利用する場合は1号認定が必要となります。

▶ 小規模保育事業

● 対象年齢0～1、2歳

卒園後は、各事業者が設定する連携施設への転園をすることができます。

種別	施設名	保育年齢	保育標準時間 上段:月～金 下段:土	延長保育 (月～金)	所在地	電話番号
私立	あさか保育園	生後 6か月～ 1歳児	7:15～18:15 7:00～18:00	18:15～19:00	浅香1-3542-215	22-0151
	ひかり うすば 保育園	生後 6か月～ 1歳児	7:15～18:15 7:15～18:15	なし	薄葉1998-111	29-1855
	ポッポどおり保育園	生後 3か月～ 2歳児	7:30～18:30 7:30～18:30	18:30～19:00	紫塚1-3-21 紫塚レジデンス1-6	46-5800
	大田原ベリーズ 保育園	生後 3か月～ 2歳児	7:30～18:30 7:30～18:30	18:30～19:00	浅香2-3393-4	22-6150
	保育所みらい	生後 3か月～ 2歳児	7:15～18:15 7:15～18:15	18:15～19:00	若松町1650-434	24-1177
	にじいろ保育園	生後 3か月～ 2歳児	7:15～18:15 7:15～18:15	18:15～19:00	末広2-7-23	53-7222

■ 保育所・小規模保育事業所は、就労などのため、家庭で保育ができない保護者に代わって保育を行います。

広 告

企業主導型保育施設



有限会社アシモ
Kid's Room アシモ

0287-46-5773

大田原市加木屋83-264
www.ashimo.co.jp



日々の保育の様子はこちら

#KIDSRROOMASHIMO

地域のお子さまも
大歓迎!!



★一時保育もやっています。お気軽にお問い合わせください。

▶ 認可外保育施設

● 対象年齢0～2歳

施設名	保育年齢	保育標準時間 上段:月～金 下段:土	延長保育 (月～金)	所在地	電話番号
Kid's Room アシモ	生後 3か月～ 2歳児	7:30～18:30 7:30～18:30	7:00～ 7:30 18:30～19:00	加治屋83-264	46-5773

■認可外保育施設は、乳幼児を保育することを目的とする施設で、都道府県知事又は中核市の市長の認可(児童福祉法第35条4項の認可)を受けていない施設を総称したものです。利用を希望する場合には各施設にお問い合わせください。また、栃木県こども政策課のホームページに詳しい記載がありますので、こちらをご覧ください。

🌸 保育サービス

▶ 延長保育事業

保育施設の保育標準時間は施設の設定する11時間(保育短時間は8時間)ですが、その時間以外は延長保育を実施しています。希望される場合には、基本保育料のほかに延長保育料がかかります。直接施設にお支払いください。公立保育所は、1人1回300円(月3,000円を限度)とします。その他の施設は、入園後に各施設へお問合せください。

▶ 一時預かり事業

家庭において保育されているが、保護者が冠婚葬祭や通院等でお子さんを一時的にみるることができない場合にお預かりする制度です。

事前に利用申請と利用日の予約が必要となります。詳細は保育所により異なりますので、希望施設へ直接ご連絡ください。

● 私立保育所(一般型)

保育所名	利用定員 (1日)	利用料金 (1時間)	受入月齢	利用時間	開園日	その他
みはら保育園 ☎23-3882	5人	300円	満1歳～	9:00～17:00 (上記時間外は相談に応じます)	月～土	給食代400円 (おやつ含む)
保育園チャイルド ☎28-7320	5人	300円	生後8週～	8:30～17:00	月～金	給食代 300円(おやつ含む)
おおたわら保育園 ☎24-6616	5人	300円	生後10か月～ (1歳未満は4時間を限度)	8:30～17:00	月～金	
保育園 ベビーエンゼル ☎22-8834	5人	300円	生後6か月～	平日 8:00～18:00 土曜 8:30～16:00	月～土	
かねだ保育園 ☎22-2255	5人	300円	生後6か月～ (市内在住)	7:30～18:30	月～土	月～金:給食代300円 (おやつ含む) 土:お弁当持参
認定こども園 ふたば幼稚園 ☎22-5555	5人	300円	満1歳～	7:30～18:30	月～土	給食代 400円(おやつ含む)

● 私立保育所(余裕活用型)

保育所名	利用定員(1日)	利用料金	受入月齢	利用時間	開園日	その他
くろばね保育園 ☎59-7055	4人	1日 4,000円	生後6か月～ (市内在住)	8:30～17:00 (上記以外の時間 はご相談の上 別途料金がかか ります)	月～土	完全給食(おやつ含む) ※土曜日は別途料金 がかかります
ゆづかみ保育園 ☎98-8101	5人	0～2歳 1日 2,000円 3歳以上 1日 1,000円	生後6か月～ (市内在住)	8:30～17:00	月～金	完全給食 (おやつ含む)

● 公立保育所(余裕活用型)

保育所名	利用定員(1日)	利用料金	受入月齢	利用時間	開園日	その他
しんとみ保育園 ☎22-2402	5人	0～2歳 1日 2,000円 3歳以上 1日 1,000円	生後6か月～ (市内在住)	8:30～17:00	月～金	1事由につき最大2週間 完全給食

● 一時預かり事業

施設名	利用定員(1日)	利用料金	受入月齢	利用時間	開館日	その他
一時保育センター (トコトコ大田原 2階) ☎22-2813	15人	1時間 300円	生後4か月～	9:00～17:00	その他 参照	開館日は休館日を除く 日 (休館日:毎月第1月曜 日及び年末年始)



▶ 病児保育事業

● 病児・病後児保育事業 (P3参照)

区分	実施園	対象	利用料(1日あたり)		
			生活保護・市民税非課税世帯	市内・広域利用参加市町に居住	その他
病児	国際医療福祉大学 金丸こども園	<ul style="list-style-type: none"> ● 乳幼児から小学6年生のお子さん(乳幼児の受入年齢は施設によって異なります) ● 市内に居住または保護者が市内に勤務するお子さん 	無料	2,000円	3,000円
病後児	国際医療福祉大学 金丸こども園 保育園 ベビーエンゼル	<ul style="list-style-type: none"> ● 広域利用参加市町(那須塩原市・矢板市・塩谷町・那珂川町)に居住するお子さん 		500円	1,500円

※利用する場合は、事前に市町への利用登録が必要となります。また、病児・病後児保育事業を利用時には、利用申込書と医師の「診療情報提供書」の提出が必要です。

● 体調不良児対応型事業

● **実施園** 保育園チャイルド・おおたわら保育園・国際医療福祉大学 金丸こども園(在園児のみ)

実施保育園に通園しているお子さんが、保育中に発熱等で体調不良となった場合に、保護者がお迎えに来るまで、看護師等が個別に対応いたします。

▶ 休日保育事業

● **実施園** 国際医療福祉大学 金丸こども園

● **対象** 2号または3号の支給認定を受け、保育所等に入所している市内在住の1歳児クラス以上の児童

日曜日・祝日等に保護者のいずれもが就労のため、保育ができないお子さんをお預かりします。

利用する場合は、事前に利用登録と面接が必要です。

詳しくは、実施園または保育課へお問合せください。

— 広 告 —



国際医療福祉大学金丸こども園 金丸こども園病児保育室

大田原市北金丸1863-101
Tel.0287-48-6610



健康で豊かな人間性をもった子どもを育てる
質の高い保育・教育を目指します。
病児保育は働くお父さん、お母さんを支援致します。

詳しくはHPまで!

金丸こども園

検索

小学校

問 学校教育課 学校支援係 ☎23-3124

大田原市内には下記の17の小学校があります。入学する小学校は住所に基づき指定されます。

大田原小学校	西原小学校	紫塚小学校	親園小学校	宇田川小学校
市野沢小学校	奥沢小学校	金丸小学校	羽田小学校	薄葉小学校
石上小学校	佐久山小学校	湯津上小学校	川西小学校	黒羽小学校
須賀川小学校	両郷中央小学校			

学区につきましては、市ホームページでご確認いただくか、学校教育課へお問合せください。

▶ 入学までの流れ

● 就学時健康診断

入学する前年の8月から順次、日時と会場を指定した通知を送付いたします。就学時健康診断は、お子さんが学校に元気に入學し、楽しく勉強できるよう学校保健安全法に基づいて実施するものです。必ず受診してください。

● 入学通知書

入学する年の1月下旬に、入学する学校を指定した通知書を送付いたします。通知書で指定された学校とは異なる学校に就学する場合は、速やかに学校教育課へご連絡ください。

● 入学説明会

入学前の1~2月に、各学校の主催で入学準備等の説明会があります。案内は各学校から送付されます。

広 告



教育理念 志を高く持ち、自ら学び、自ら考え、
自らの判断で行動できる人物の育成

能開センター 大田原校

国公立・難関私大受験
県立トップ高校受験
県内私立中・県立附属中受験

※各種授業体験・学習相談 等 対応いたします。

大田原地区で **No.1** に信頼していただける校舎運営を目指しています!

お問い合わせ ☎ 0287-20-2801 大田原市末広3-2863-13 大田原スマイルビル



🌸 中学校

問 学校教育課 学校支援係 ☎23-3124

大田原市内には下記の8の中学校があります。入学する中学校は住所に基づき指定されます。

大田原中学校	若草中学校	親園中学校	金田北中学校
金田南中学校	野崎中学校	湯津上中学校	黒羽中学校

学区につきましては、市ホームページでご確認いただくか、学校教育課へお問合せください。

▶ 入学までの流れ

● 入学通知書

入学する年の1月下旬に、入学する学校を指定した通知書を送付いたします。
通知書で指定された学校とは異なる学校に就学する場合は、速やかに学校教育課へご連絡ください。

● 入学説明会

入学前の12～2月に、各学校の主催で入学準備等の説明会があります。案内は各学校から送付されます。

🌸 転校する場合の手続き

問 学校教育課 学校支援係 ☎23-3124

お子さんが通学中の学校に転校予定について連絡したうえで、転校届をご提出ください。転校先での手続きについては、市町村によって異なりますので、まずは教育委員会や通学中の学校へご相談ください。

🌸 就学指定校の変更

問 学校教育課 学校支援係 ☎23-3124

各小・中学校は、それぞれ通学区域が定められており、通学区により入学する学校を指定しております。ただし、特別な事情がある場合、通学区域外の学校への就学を教育委員会が認めることがあります。
特別な事情とは、以下のとおりです。

- 保護者の就労等により、下校後の滞在先が希望校の通学区域内(小学校のみ)
- 希望校の通学区域内に住所異動を予定
- 通学に関し、希望校の方が短距離または交通至便
- その他やむを得ない事由

小・中学校入学予定者で、特別な事情により通学区域外の学校へ就学を希望する場合は、学校教育課へご相談ください。

🌸 就学援助制度

問 学校教育課 学校支援係 ☎23-3124

学校給食費、学用品、修学旅行費、医療費などを援助する要保護・準要保護児童生徒就学援助制度があります。

経済的な理由により、お子さんの義務教育に関する費用にお困りで援助を希望する方は、教育委員会またはお子さんが通っている小・中学校へご相談ください。

🌸 放課後児童クラブ(学童保育館)

📞 保育課 保育環境係 ☎23-8601 ※申込みに関することは直接クラブにお問合せください。

▶ クラブの目的

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生をお預かりして健全な育成を図ることを目的としています。

▶ 利用日および休所日について

●利用日 授業日:下校時~19:00、休業日:7:30~19:00

●休所日 日曜日、祝日、お盆、年末年始

民設民営の放課後児童クラブは上記とは異なる場合があります。直接クラブへお問合せください。

▶ 入所申込

就学時健康診断で入所案内を配布しています。申込書の配布、受付は各クラブで行っておりますので、詳しくは各クラブへお問合せください。

▶ 公設民営の放課後児童クラブ

クラブ名	所在地	電話番号
大田原学童保育館	城山1丁目6-7	23-7044
美原学童保育館	美原3丁目1-53	22-5778
わくわく学童保育館	美原1丁目18-8	23-7590
紫塚学童保育館	紫塚1丁目7-1	23-9572
市野沢学童保育館	小滝1118-8	23-9306
奥沢学童保育館	奥沢175	22-2255(かねだ保育園)
金丸学童保育館	南金丸1640	22-2255(かねだ保育園)
羽田学童保育館	羽田644	22-2255(かねだ保育園)
うすばアットホーム	薄葉1998-110	29-0391
湯津上学童保育館	湯津上1163-1	98-3621

▶ 民設民営の放課後児童クラブ

クラブ名	所在地	電話番号
レオ子どもクラブ大田原	城山1丁目3-33 城山ビル	48-6706
レオ子どもクラブ	浅香2丁目3371-7	46-5695
みつばちクラブ	浅香1丁目3542-219	23-1818
放課後児童クラブValo	紫塚1丁目3-10 紫塚メゾン110号	48-7520
学童保育スマイリア大田原教室	紫塚3丁目2609-1 1F	48-7741
親園小学校学童保育館	親園824-1	53-7393
宇田川学童保育館	宇田川822-2	28-2012
かねだ学童クラブ	中田原1348	23-2626
石上学童保育館	上石上1528	29-2830
学童保育館あすなろ	佐久山2268-1	28-3675
ひまわり学童クラブ	黒羽向町1839	47-7114
ふたば学童	元町1丁目1-28	22-5555(ふたば幼稚園)
第5せいわクラブ	美原1丁目5-66	48-7533
えんがお児童クラブ	山の手1丁目4-11	33-9110
ミープル学童クラブ	新富町1丁目3-26	050-8885-6290



障がいのあるお子さんのために



福祉課 障害支援係 ☎23-8954
障害福祉係 ☎23-8921

✿ 手帳について

▶ 身体障害者手帳

身体に障がいのある方が各種の支援を受けるために必要な手帳です。

視覚、聴覚・平衡、音声・言語・そしゃく、肢体不自由(上肢・下肢・体幹・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能)、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう・直腸、小腸、肝臓、免疫に障がいがあるため、日常生活に著しい制限を受けている方が交付対象です。障がいの程度により1級から6級まであります。

▶ 療育手帳

知的に障がいのある方が各種の支援を受けやすくするために必要な手帳です。

障がいの程度は、最重度のA1から、軽度のB2までです。

原則、一定期間後に再判定が必要になります。

▶ 精神障害者保健福祉手帳

精神に障がいのある方が各種の支援を受けやすくし、精神障害者の社会復帰と社会参加への促進と自立を図ることを目的とした手帳です。障がいの程度は1級から3級までで、2年ごとに更新が必要になります。

✿ 手当等について

▶ 障害児福祉手当

重度の障がいがあるため、日常生活において常時の介護を必要とする20歳未満の児童に対して手当を支給します。(施設入所等を除きます。)



▶ 特別児童扶養手当

重度または中程度の障がいがあるため、日常生活において介護を必要とする20歳未満の児童を養育する保護者等に対して手当を支給します。(施設入所等を除きます。)

▶ 重度心身障害児福祉手当

身体障害者手帳1・2級または重度の知的障がいのある20歳未満の児童を養育する保護者に支給します。(国または県の費用により病院または施設に収容されている場合や、障害児福祉手当の支給を受けられる場合を除きます。)

▶ 日常生活用具の給付及び補装具の交付、修理等

身体障害者手帳をお持ちの方や難病等の方に、障がいの部位や程度により、日常生活用具の給付および補装具の交付、修理等を受けることができます。

▶ 難病患者等福祉手当 (P3参照)

栃木県から特定医療費(指定難病)受給者証、一般特定疾患医療受給者証、小児慢性特定疾病医療費受給者証または先天性血液凝固因子障害等医療受給者証の交付を受けている方に対し、手当を支給します。

▶ 軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業

身体障害者手帳の対象にならない軽度・中等度難聴児に対して、補聴器の購入等に要する費用の一部を助成します。

▶ その他

障害者手帳の種類や等級により、福祉タクシー利用券の交付や有料道路通行料の割引制度などがあります。

医療費について

▶ 重度心身障害者医療費助成

身体障害者手帳2級以上、療育手帳A2以上をお持ちの方、身体障害者手帳3・4級を所持し、かつ知能指数が50以下(療育手帳B1相当)と診断された方、または精神障害者保健福祉手帳1級の方に対して、医療機関に支払った保険診療の自己負担を助成します。

※助成は償還払い方式になります。償還払い方式の注意点はP22こども医療費助成事業をご覧ください。(お問合せ先、申請は福祉課障害福祉係になります。)

▶ 自立支援医療(育成医療)

身体に障がいがあり、手術等により確実な治療効果が期待できる児童に対し、医療費の一部を公費で負担します。

▶ 自立支援医療(精神通院医療)

精神科の病気で一定の症状があり継続して通院する必要がある場合に、その医療費の一部を公費で負担します。

✿ 障がい児サービスおよび相談支援

▶ 障がい児サービス

障がいのあるお子さんが身近な地域で支援が受けられるよう、どの障がいにも対応できるようにするとともに、引き続き、障がい特性に応じた専門的な支援を提供します。

● 障害児通所支援

サービス名	サービス内容
児童発達支援	就学前のお子さんに対し、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活へ適応できるような支援を行います。
放課後等デイサービス	学校(幼稚園および大学等を除く)に就学している障がいのあるお子さんに対し、授業の終了後または休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行います。
保育所等訪問支援	保育所やその他の児童が集団生活を営む施設等に通う障がいのあるお子さんに対し、当該施設を訪問し、当該施設における障がいのある児童以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。

● 障害児入所支援

サービス名	サービス内容
障害児入所施設 福祉型	障がいのあるお子さんに対し、保護、日常生活の指導および知識技能の付与を行います。
障害児入所施設 医療型	障がいのあるお子さんに対し、保護、日常生活の指導、知識技能の付与および治療を行います。

▶ 障がい児相談支援

障害児通所支援の利用にあたり、個々のニーズや状態に応じて、必要なサービスが利用できるよう、サービスの種類やその必要量についてサービス等利用計画の作成やモニタリング等を行います。

この他にも障がいの程度に応じた福祉サービスを受けることができますので、福祉課へお問合せください。

✿ 相談窓口

相談内容	相談窓口	相談日時	住所	電話
障がい者の総合的な相談 (障がい者等の権利擁護、 障がい者虐待など)	大田原市障害者相談支援 センター (大田原市役所A別館1F内)	月～金曜日 8:30～17:15 ※祝祭日、年末年始 を除く	本町1-3-1	☎20-6751



困った時の相談窓口

大田原市 子育て世代包括支援センター

☎ 子育て世代包括支援センター(子ども幸福課内) ☎23-8634

妊娠から子育てに関する様々な相談に応じます。お気軽に相談してください。
たとえば…

- おっぱい足りてる? ● 子どもの発育発達のことが心配…
- 育児疲れでイライラしてしまう… ● ママの気持ちが沈みがち…

● 対応者

保健師、助産師

● 実施日時

市役所開庁日(月～金曜日 8:30～17:15)

※窓口相談や電話相談、必要に応じて家庭訪問を実施しています。

事業名	内容
産前産後サポート事業	妊娠中から生後4か月未満のお子さんがある、支援が必要な家庭を訪問し、妊娠や出産、赤ちゃんのお世話や授乳など様々な悩みのほか、ママだけではなくパパの育児についても応援・支援します。
養育支援ヘルパー派遣事業	妊娠中から生後4か月未満のお子さんがある、支援が必要な家庭に、ホームヘルパーを派遣します。(利用には条件や負担金があります。)
産後ケア事業 (デイケア・ショートステイ)	産後1年未満の支援が必要な家庭を対象に、病院等で日帰りや宿泊にて、ママの心身のケアや赤ちゃんのお世話の練習を含めた育児指導を実施します。(利用には条件や負担金があります。)

すこやか相談

☎ 子ども幸福課 母子健康係 ☎23-8634

お子さんの発達やことばの心配、育児の悩みなどの相談を行います。相談を希望する場合は、予約が必要です。

子育て相談室

☎ 子育て相談室(子ども幸福課内) ☎24-0112

家庭における子どもの養育やいろいろな問題に関する相談に応じます。

● 主な相談内容

- お子さんの対応について悩んでいる
- 近所の子どもに不自然な「あざ」や「傷」があるなど虐待を受けているようだ(匿名でもかまいません)
- 自分の子どもを叩いてしまう気持ちが抑えられない

● 実施日時

市役所開庁日(月～金曜日 8:30～16:00)

※窓口相談や電話相談、必要に応じて家庭訪問を実施しています。



心配ごと相談

「つらい」、「悩みがある」、「こころの病気かもしれないと思う」など、どうしたらよいか分からなくなってしまうことがあるかもしれません。

こんな時には、誰かに話を聞いてもらって、張りつめたこころをゆるめましょう。

相談しても解決しないと思ったり、相談するのは恥ずかしいと感じたりするかもしれません。でも、勇気をもって相談することで、解決のための第一歩を踏み出すことができます。

こころの健康状態が気になるけれども、医療機関を受診すべきかどうか分からない場合は、近くにある公的な相談窓口を利用してみましょう。

市では専門カウンセラーによる心の健康相談室(事前予約制)を実施していますので、心配ごとがありましたら、ひとりで悩まずにお気軽にご相談ください。

相談窓口		電話番号
健康政策課	健康政策係(心の健康相談室)	23-8704
	成人健康係	23-7601

DVなどの相談

問 子ども幸福課 子ども家庭相談係 ☎23-8792

夫婦(内縁関係を含む)や恋人の間での暴力に関する相談をお受けします。

● **主な相談内容** ※相談内容についての秘密は厳守します。

- **身体的暴力** たたく・ける・物を投げつける・髪をつかんで引き回す・首をしめる・刃物を突きつける等
- **精神的暴力** 大声でどなる・おどす・大切にしている物を壊す・メールをチェックする・殺すと言ったり離婚するとおどす等
- **性的暴力** 性行為の強要・妊娠中絶の強要・避妊に協力しない・性的な写真を撮る等
- **経済的暴力** 生活費を渡さない・働きたいのに働かせない・借金をさせる・自分のことだけにだけお金を使う・お金の使途をチェックする等
- **子どもを巻き込んだ暴力** 子どもの見ているところで暴力をふるう・子どもに相手の悪口を吹き込む等
- **社会的な暴力** 実家との付き合いを制限する・友達との付き合いをさせない・何をするにも許可を取らせる等

● **実施日時**

市役所開庁日(月～金曜日 8:30～17:00) 受付 8:30～16:30

※来所相談に関しては事前にご予約ください。

あなたの1本のお電話で救われる子どもがいます。

児童虐待かも…と思ったら、すぐにお電話ください。

この番号をダイヤルすると、お住まいの地域の児童相談所につながります。

通告・相談は匿名で行うことができ、通告・相談をした人、その内容に関する秘密は守られます。

※一部のIP電話からはつながりません。

※通話料は無料です。

児童相談所虐待対応ダイヤル



困った時の相談窓口

離婚に関する相談

問 子ども幸福課 子ども家庭相談係 ☎23-8792

離婚に関する相談をお受けします。

● 主な相談内容

どのように離婚を進めていったらよいか・養育費について・面会交流について等

● 実施日時

市役所開庁日(月～金曜日 8:30～17:00)(電話相談の受付は16:30まで)

※来所相談に関しては事前にご予約ください。

教育支援相談会

問 学校教育課 学校教育係 ☎23-3125
子ども幸福課 母子健康係 ☎23-8634

気になる様子や行動が見られるなど心配ごとのあるお子さんの小中学校への就学に関する相談会です。

また、小中学校へ通学しているお子さんへの支援や配慮に関する相談や、県立盲・聾・特別支援学校への転学の相談もお受けしています。

お子さんが生き生きと学校生活を送るためにはどのような教育環境が望ましいのか、専門の相談員が相談に応じます。

● 相談方法

来庁相談

相談を希望される方は、学校教育課へお問合せください。

相談には、予約が必要です。

● 相談員

学校教育課担当者

子ども幸福課保健師、心理相談員ほか

● 予約受付時間

月～金曜日 9:00～17:00



『そろって本当?』 子育ての疑問 Q & A

Q おむつは早めにはずした方がいい?

A 子どもの様子を見ながら、あせらずに

脳とからだの発達が進むと自然とはずれていきます。大人の都合を押しつせず、子どもの様子を見ながら、あせらずに進めましょう。



保護者の健康管理 ～受けていますか？ 年1回の健康診査～

📍 健康政策課 成人健康係 ☎23-7601

お子さんの健診はかかさず受けていても、つい親自身のからだのことは後回し…なんてことも多いですよね。市では、下表の各種健(検)診を実施していますので、職場等で同様の健(検)診を受診する機会が無い方は、是非受診してください。

健(検)診名	対象者 (大田原市に住民票がある方)	検査方法・内容	集団健 (検)診	個別健 (検)診	
がん検診	胃がん検診	40歳以上	胃部エックス線撮影	○	/
	胃がんハイリスク検診	20歳、40～74歳の 5歳刻みでかつ 今までに検査未実施の方	血液検査	○	/
	大腸がん検診	40歳以上	便潜血反応検査	○	/
	肺がん検診	35歳以上の男性 40歳以上の女性	胸部エックス線撮影	○	/
	乳がん検診	30歳～39歳女性	乳房超音波検査(エコー)	○	○
		40歳以上女性	乳房エックス線検査 (マンモグラフィ)+乳房超 音波検査(エコー)	○	○
子宮頸がん検診	20歳以上女性	子宮頸部細胞診 (一部HPV検査併用実施)	○	○	
各種健診	若年健診	30～39歳の男女	身体計測・血圧測定・尿検 査・血液検査(脂質・肝機能・ 血糖など)	○	/
	特定健診	40歳以上の国保加入者		○	○
	C型B型肝炎検査	40歳以上でかつ 今までに検査未実施の方	血液検査	○	/
	骨粗しょう症検査	30歳以上の女性	かかとの骨の超音波検査	○	/
	歯周病検診	40・50・60・70歳	歯・歯肉・口腔内の検査	/	○

年齢基準日: 受診希望年度の3月31日時点の年齢となります。

実施期間: (集団)4～12月 (個別)7～2月

健診会場・申込方法・自己負担金は、集団健診と個別健診で異なります。

健(検)診の詳細は市ホームページをご覧ください。健康政策課へお問合せください。



「そろって本当？」子育ての疑問 Q & A

Q だっこばかりしていると抱きぐせがついて、手がかかる？

A だっこは大事なスキンシップ！

昔は「抱きぐせ」がつくと赤ちゃんがだっこを求めて泣くようになると言われていましたが、だっこは大事なスキンシップ！心の成長に必要なので、たくさんだっこしてあげてください。



困った時の相談窓口

医療機関一覧

大田原市内医療機関一覧

▶ 病院

No.	医療機関名	住所	電話番号
1	那須赤十字病院	中田原1081-4	23-1122
2	那須中央病院	下石上1453	29-2121
3	なす療育園	北金丸2600-7	20-5100
4	室井病院	末広1-2-5	23-6622

▶ 診療所

No.	医療機関名	住所	電話番号
5	青柳医院	中央2-1-2	22-2122
6	赤羽医院	城山2-5-29	23-1131
7	阿部内科	佐久山2018	28-0053
8	せいかいメディカルクリニック NASU	町島200-8	24-7070

広告

内科・リウマチ科・整形外科・アレルギー科・小児科・呼吸器内科

那須高原クリニック

Nasu Kogen Clinic

診療時間 午前9:00～12:30(月曜～土曜) 午後3:00～6:30(土曜日のみ2:00～4:00)

受付は診療終了の15分前までとなります 休診日 日曜・祝日

那須塩原市唐杉31-2 ☎(0287) 67-2701 FAX(0287) 67-2702

「ここなら任せられる」そんな歯医者を目指しています。



どこに行っても泣いてしまうお子さまも
優しく、根気強く治療します

診療時間 9:30～12:15 院長 小沼正樹
14:30～17:45

休診日 日曜日・水曜日・祝日



歯科 小児歯科 矯正歯科

山の手歯科医院



〒324-0051 栃木県大田原市山の手1-8-18

☎0120-418-307 FAX 0287-24-1182



No.	医療機関名	住所	電話番号
9	あさかクリニック	浅香3-3711-12	22-2601
10	井上眼科医院	山の手1-2-11	22-2514
11	大田原中央クリニック	中央1-3-15 トコトコ大田原1階	23-1000
12	鎌田浅香医院	浅香3-3-9	22-2703
13	木戸内科クリニック	美原2-2831-153	20-3200
14	国際医療福祉大学クリニック	北金丸2600-6	24-1001
15	小林内科外科医院	富士見1-1606-265	23-8870
16	齊藤内科医院	新富町3-4-18	22-6115
17	さいとうハート&キッズクリニック	浅香1-4-3	53-7979
18	なすのがはらクリニック(高橋医院)	滝沢304-1	28-1151
19	高橋外科医院	住吉町1-11-20	22-2624
20	高山クリニック	本町1-2703-182	20-3500
21	だいなりハビリクリニック	紫塚3-2633-12	20-3102
22	ときながメンタルクリニック	美原2-3196-52	20-1006
23	西田整形外科医院	元町1-9-18	20-3100
24	野崎皮膚科	末広3-3004-2	24-6136
25	橋本内科クリニック	元町1-2-14	22-2220
26	原眼科医院	末広1-5-27	24-0011

— 告 告

内科・外科・消化器内科・肛門内科
※訪問診療 応需

 **小林内科外科医院**

診療時間	月	火	水	木	金	土
午前 9:00~12:00	●	●	/	●	●	●
午後 2:30~ 6:00	●	●	/	●	●	●

休診日 水曜・日曜・祝日



- 窓口受付時間 8:30~11:30 / 14:15~17:30
- インターネット予約24時間可能 (初診の方も予約可能)

LINE
公式アカウント

大田原市富士見1-1606-265

☎ 23-8870



医療機関一覧

No.	医療機関名	住所	電話番号
27	藤田医院	野崎2-7-14	29-0010
28	増山医院(小滝)	小滝1107-6	22-2336
29	増山胃腸科クリニック	加治屋83-413	23-6321
30	松井医院	城山1-2-3	22-2067
31	吉成小児科医院	新富町2-1-22	22-2412
32	増山医院(佐良土)	佐良土861	98-2008
33	磯医院	黒羽向町8	54-0020
34	江部医院	黒羽向町60	54-0013
35	車田医院	大豆田457-24	54-0062
36	くろばね齋藤醫院	黒羽田町612	54-0031
37	益子医院	大久保266	59-0835
38	益子クリニック	黒羽田町827	54-2727
39	高久内科医院	中中原773-8	48-6811
40	河島クリニック	中央2-9-32	20-1192

おでかけに使える公共交通(市営バス・関東バス・デマンド交通)

親子でのおでかけには路線バスやデマンド交通が便利です。

大田原管内を運行する路線バスは、市が運行する「市営バス」と関東自動車(株)が運行する「関東バス」があります。

また、エリア内の指定された目的地までを運行する「デマンド交通」があります。大田原市では「親園・野崎・佐久山地域」「湯津上・黒羽地域」の2つのエリアがあります。行先や時刻、利用の仕方など不明な点は、生活環境課へお問合せください。

バス路線図や時刻表、料金表などは、市ホームページでも見ることができます。

公共交通機関に慣れ親しむのに小さなお子さんと一緒に路線バスをご利用されてみてはいかがでしょうか。



問 生活環境課 生活交通係 ☎ 23-8832

広告

吉成小児科

新富町2-1-22 TEL 0287-22-2412

診療時間	月	火	水	木	金	土	日
8:30~12:00 (受付11:45まで)	●	●	●	●	●	●	×
《予防接種》 14:00~15:00	●	●	●	×	●	×	×
15:00~17:30 (受付17:15まで)	●	●	●	×	●	×	×

※14:00~15:00は予防接種専用の時間です。※祝日は休診



